

農 業 委 員 会 会 議 録

1. 開催日時 平成27年7月10日（金）午後3時00分～午後3時35分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
 3. 出席委員 (14名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭				
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎			—	—

4. 欠席委員 (3名)
 10番、増田 武雄、12番、藪内 隼彦、16番、藤岡 秀信

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 会議書記の指名
 第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第5条規定による申請の件

議第4号 その他

- 1) 生産緑地に係る主たる従事者に関する証明の件
- 2) 相続税猶予に関する適格者証明願承認について
- 3) 使用貸借契約の消滅について
- 4) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

報告第2号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通
 事務局長補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、ただ今から7月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は17名中14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告申し上げます。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事に入ります前に署名委員が必要ですので、その点についてお諮りさせていただきますが、私から指名させて頂くことに異議ございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとのお声を頂きましたので、本日の署名委員に、9番、水井委員さんと10番、増

田委員さんとお二人を指名致しますので、よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には、事務局の仲川局長、龍補佐を指名致します。それでは、ただ今から議事に入ります。議案第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、使用貸借権の設定及び売買による所有権移転に伴う権利の異動でございます。

番号1番、申請地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）1,210㎡借受人、大字□□、□□□□貸出人、大字□□、□□□□、使用貸借権の設定による異動で、申請理由は規模拡大のためでございます。

番号2番、申請地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）432㎡及び大字□□、□□□番□（地目）田（面積）339㎡、譲受人、大字□□、□□□□、譲渡人□□□□□、□□□□、売買による所有権の異動で申請理由は規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、今回の借り受地と譲受地を合わせますと2,475㎡となり、下限面積は満たすこととなります。以上、第1号議案につきましては2件の申請で、それぞれ申請に伴います書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請書に記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、今回、受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、現在保有している農地の管理状況や世帯員の人数、また、今回売買により取得する農地又、借り受する農地も含めて、すべての農地を耕作又は適正に管理することとなりますので、今後も効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。また、受人が耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請書の内容及び本人からの聴取によりまして支障がないものと考えます。以上、番号1番、2番については、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可用件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、第1号議案について、何かご意見、ご質問などございませんか。

（異議なしの声有り）

議 長

異議なしとの声がありましたので、採決致します。それでは、第1号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、第1号議案については、委員会処理に決定致します。続きまして、議案第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議案第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字□□、□□□番□（地目）畑（面積）189㎡、申請人、大字□□、□□□、転用目的が露天駐車場への転用でございます。場所は部会現地調査順序表第2番目□□□墓地より北西へ約20mのところでございます。なお、申請に伴います書類等は具備致しております。以上、第2号議案につきましては1件の申請であります。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して

頂いておりますので、農地副部長よりその審議結果について報告を願います。

副部長 それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。4条、吉井の橋本さんの露天駐車場への転用の申請であります。申請者は自家用の駐車スペースがなく、駐車場として利用したため転用です。申請の現況としては、東側は里道、西側は畑、北側は自作地、南側は太陽光発電設備を設置されておりました。現状は畑ですので、整地する程度で、土砂の流出もないようで、排水も今までどおり自然浸透で行うとのことでした。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上農地部会の審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今、農地副部長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局より説明願います。

事務局 大字□□の申請につきまして、農地の区分につきましては第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次の申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的からしても妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今、農地副部長並びに事務局からの説明が終わりましたが、ここで、第2号議案について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願ひいたします。

議長 何かございませんか。
(異議なしの声有り)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決致します。この第2号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願ひ致します。
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2号議案については、県へ送付することに決定致します。それでは、続いて議案第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)1,773㎡、譲受人□□市株式会社□□□□、譲渡人、大字□□、□□□□□、売買による所有権移転で、戸建専用住宅及び水路への転用申請でございます。場所は部会現地調査順序表第1番目□□□□駅より北東へ約300mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号2番、申請地、大字□□□、□□□番□(地目)田(面積)1,138㎡、譲受人、大字□□□、□□□□□、譲渡人、大字□□□、□□□、売買による所有権移転で、露天駐車場への転用申請でございます。場所は部会現地調査順序表第3番目□□□□校より南西へ約300mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、第3号議案につきましては2件の申請でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地副部長よりその審議結果について報告を願います。

副部長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。1番、大字□□の株式会社□□□□の戸建専用住宅の転用についてですが、現地の状況としては、休耕されており、東側、西側は田、南側、北側は道路です。周囲に擁壁を設置して造成され、住宅を5戸建築される予定で

す。排水は各戸に浄化槽を設け雨水は南側水路に排水される予定です。水冷組合、隣地の農地の方からも同意をもらっておられ農地部会では妥当な申請であろうとの審議結果でした。続きまして、2番、大字□□□の□□さんの露天駐車場への転用ですが、現地は休耕されており、周囲は西側が農地、南側、北側は道路です。申請地の東側に工場の増築工事をされており、それに伴い、従業委員の駐車場が手狭になり確保したいためのようです。隣地の同意や水利の同意も頂いておられるので農地部会では妥当な申請であろうとの審議結果でした。以上2件、農地部会の審議内容を報告させて頂きました。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、農地副部長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願ひします。

事務局 　それでは説明させて頂きます。番号1番、大字□□の申請ですが、農地の区分は、第3種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐに着手とのことでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。番号2番、大字□□□の申請ですが、農地の区分は、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐに着手とのことでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、農地副部長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この第3号議案につきまして何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願ひします。

議 長 　何かございませんか。
(なしの声有り)

議 長 　なしとの声がありましたので、採決に入ります。それでは、第3号議案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願ひ致します。
(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、第3号議案につきましては、県へ送付することに決定致します。それでは次に、議案第4号、その他の1番を議題と致します。事務局より説明願ひします。

事務局 　議第4号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願ひ出をされたものであり、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

番号1番、買取り申出の農地□□□□町□□□□番□(地目)田(面積)1,073㎡、申出者□□市□□区□□□□、買取り申出の農地□□□町□□□□番□(地目)田(面積)1,064㎡、申出者、□□□□町□□□□、いずれも買取り申出事由の生じた者□□□□□、買取り申出事由は、死亡のためでございます。なお、その他申請書類は具備致しております。本件の農業の主たる従事者の確認をするにつきましては、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成27年6月24日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認といたしまして、本人が農地基本台帳に登載されている事、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されている事、あるいは耕作出来る状況である事の確認、さらに、生前は農家支

部長をされておりましたので本人が農業に従事されていたことを確認致しております。

以上の審査の結果□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、それぞれの申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問などのある方は挙手でお願い致します。

（なしの声多数）

議 長 　異議なしとの声がありましたが、ご意見、ご質問等がないようですので採決致します。それでは、議案第4号、その他の1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議案第4号、その他の1番については、事務局処理に決定致します。次に議案第4号、その他の2番を議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 　議案第4号、その他の2番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について説明致します。本件は、租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受けるため、証明の願い出をされているものでございます。この証明は、税務署への相続税申告の書類の一部として必要になるものでございます。

番号1番所在地、大字□□、□□番□（地目）田（面積）184㎡、大字□□、□□番地（地目）田（面積）1,041㎡、大字□□、□□番地（地目）田（面積）1,024㎡、相続人、大字□□、□□□□、被相続人、大字□□、□□□□、

以上、番号1番の調査内容といたしまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのことですので、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成27年6月26日、事実確認調査で現況、農地として耕作されていることを確認致しましたので、審査の結果、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご決定を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手で願います。

議 長 　ご質問などがありませんので採決致します。第4号議案、その他の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので第4号議案、その他の2番については、原案のとおり事務局処理に決定致します。続いて議案第4号、その他3番、使用貸借契約の消滅についてを議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 　議案第4号、その他3番、使用貸借契約の消滅について説明致します。

番号1番、申請地、大字□□□、□□番□（地目）田（面積）1,153㎡、借受人□□市□□、□□□□、貸出人□□市□□町□□□□□□、理由は、耕作不便のためであります。

以上、使用貸借契約の消滅については1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手で願います。

議 長 　ご質問などがありませんので、第4号議案、その他3番につきましては皆様への報告と致します。続いて、議案第4号、その他4番、専決処分の報告について、報告第1号を議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 議案第4号、その他の4番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出について、専決処理を行った案件の事後報告でございます。なお、今回、議案と致しましたのは、平成27年5月26日から平成27年6月25日までに届出があった案件でございます。

番号1番、転用届出地、大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）239㎡及び大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）301㎡、売買による所有権移転で露天資材置場への転用届出であります。

番号2番、転用届出地、大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）484㎡、売買による所有権移転で、分譲住宅への転用届出であります。番号1番、番号2番、借受人□□□□市（株）□□□□、貸出人□□市□□□□平成27年6月24日に確認委員さんの中江委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類等も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして、専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係2件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

議 長 ご質問などがないようですので、報告第1号を終わります。確認委員の中江委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。

次に議案第4号、その他4番、専決処分の報告について報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号、その他4番、専決処分の報告について、報告第2号、公共転用の通知の件について説明致します。

番号1番、転用届出地、大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）4.42㎡、大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）4.31㎡、大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）30㎡、譲渡人□□市□□□□、転用目的は、大和高田市が道路及び水路ために転用する通知でございます。以上、公共転用の通知につきましては1件の通知でございます。

議 長 報告第2号、公共転用の通知の件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 ないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで7月の定例委員会を終らせて頂きます。

本議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 松田 榮義
署名委員 水井 豊
署名委員 増田 武雄